



◇理事会を開催

2月18日(金)に理事会(書面議決)を開催、次の第1号から第3号議案を審議しました。

- ① 会員の加入承認及び脱退報告について
- ② 事務局長給与規程の一部改正について
- ③ 商工会マッチングシステム構築の業務委託契約について

新たに次の方が入会されました(敬称略)

| 事業所名 | 代表者名 | 業種 | 住所 |
|------------------|---------------|-------------|-----|
| Car beauty TARON | 三科 浩二 | 自動車 钣金塗装 | 高田 |
| 合同会社 WeiB | 代表社員 八代麻由美 | ハウスクリーニング | 安八町 |
| (株) さかえ仏具 | 杉野 賢治 | 仏具製造・修理 | 押越 |

◇養老町キャッシュレス決済手数料補助金について

新型コロナウイルス感染症拡大防止と非接触によるキャッシュレス決済促進の両立を図ることを目的とし、町内事業者に対し、キャッシュレス決済に要する費用の一部を補助します。

補助対象経費：令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に支払った町内事業所のキャッシュレス決済に係る決済手数料。

※ただし、次に掲げる決済手数料については、補助金の対象外とする。

・キャンセルにより存在しなくなった取引に係る決済手数料

・国、地方公共団体、商工会等からの補助金その他これに類するものの交付を受ける決済手数料

補助金額：補助対象経費の1/2以内(上限10万円)

申請受付締切：令和4年3月10日(木)

お問い合わせ：養老町産業建設部産業観光課
電話：0584-32-1108

<https://www.town.yoro.gifu.jp/docs/2021112900048/>

◇事業復活支援金に関するお知らせ

【給付対象】(下記①と②を満たす事業者)

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

【給付額】基準期間の売上高一対象月の売上高×5か月分

※基準期間：2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

【個人事業者】

| 減少率 | 給付額上限 |
|------------|-------|
| ▲50%以上 | 50万円 |
| ▲30%～50%未満 | 30万円 |

【法人】(年間売上高※1に応じて給付額上限が異なります。)

| | 年間売上高 | | |
|------------|-------|-----------|-------|
| | 1億円以下 | 1億円～5億円以下 | 5億円超 |
| 減少率 | 給付額上限 | | |
| ▲50%以上 | 100万円 | 150万円 | 250万円 |
| ▲30%～50%未満 | 60万円 | 90万円 | 150万円 |

※1:基準月を含む事業年度の年間売上高

【申請受付期間】令和4年1月31日(月)～5月31日(火)

【申請方法】Web申請(スマホ対応可)

※初回に限り登録確認機関の登録が必要です(一時・月次支援金を受給された事業所様は不要)

商工会では、商工会員に限り登録確認に対応させていただきます(要事前予約)

【相談ダイヤル】

事業復活支援金事業 コールセンター

0120-789-140(8時30分から19時 土日、祝日含む 全日対応)

◇岐阜県オミクロン株対策特別支援金

【給付対象】

- ・ 県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人等、個人事業者等
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2022年4年1月、2月のいずれかの売上高が、2019年～2021年の同じ月の売上高と比較して15%以上減少した中小法人等、個人事業者等

【給付金額】(1事業者単位)

中小法人等 20万円(定額)

個人事業者等 10万円(定額)

※1月及び2月のいずれかの月も支給要件を満たした場合であっても**1回限り**の支給

※国の事業復活支援金との併給可

※県の時短要請協力金(第9弾)の給付対象となる事業者は対象外

【申請受付期間】

令和4年2月22日(火)～4月28日(木)

【相談ダイヤル】

岐阜県オミクロン株対策特別支援金相談窓口
0120-663-500(受付時間:9時～17時)

◇岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾)期間延長!!

【申請要件】

対象事業者が岐阜県の営業時間短縮等の要請に全面的にご協力いただいた事業者

■対象事業者

20時を超えて5時までの時間帯に営業を行っている岐阜県内の飲食店、遊興施設、結婚式場(※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗)

■岐阜県営業時間短縮等の要請

・ 要請期間: 令和4年1月21日～2月13日

延長: 令和4年2月14日～3月6日

※22日及び23日から要請に応じた場合も可

- ・ 営業時間を17時～20時の間に短縮
- ・ 終日、酒類の提供を行わないこと
- ・ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食は避ける

【支給金額】

1日当たり支給単価3万円～上限10万円
要請の全期間、営業時間の短縮等を実施した店舗に対し、売上高に応じて売上高又は売上高減少額に基づいた額を支給

【相談ダイヤル】

岐阜県協力金コールセンター

058-272-8192(9時から17時)

◇プレミアム商品券使用期間終了のお知らせとお礼

昨年販売のプレミアム商品券(紙版・電子版)は2月14日をもって使用期間が終了しました。加盟店の皆様、各金融機関様のご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

養老 Pay につきましては、養老町役場が展開する「BACK TO THE YORO」「ふる里養老に帰ろうキャンペーン」で新たに「地域商品券電子版」として消費者に2月14日より付与が開始されました。引き続きお取り扱い頂きますようお願い致します。

使用期間: 2月14日(月)～8月13日(土)

◇商工会での確定申告は3月15日まで

ただ今商工会では、個人事業主の決算・確定申告の個別指導を行っています。

商工会での申告期限は3月15日(火)になります。

今年は完全予約制となっておりますので、お済みになってみえない方は、早めにご予約ください。



時間: 土・日除く 9:00～16:00

税理士による個別指導日は、
3/2・4日・7日・8日・9日・10日・
14日・15日
時間: 13:00～16:00

※3月15日は電子申告送信日ですので申告相談は3月14日までにお済ませください。

◇商工会の実施した主な事業等

2.7～ 確定申告相談

2.8 養老町監査

2.15.17.22.25日 税理士相談会(商工会館)

2.18 理事会(書面議決)

商工会では「経営相談・支援」や「税務相談・経理指導」「金融相談、斡旋」「取引・販路開拓支援」「労務支援」「専門家派遣支援」「IT支援」「補助金書類作成支援」など皆様のご相談に応じた支援を行っています。



発行: 養老町商工会

TEL: 32-0549 FAX: 32-2862

E-mail: yourou@ml.gifushoko.or.jp

URL: <http://yoroshokokai.net/>